

令和 4 年度
第 2 回小牧市国民健康保険運営協議会
議 事 録

令和 4 年 1 2 月 2 2 日（木）午後 2 時から
小牧中部公民館 3 階 会議室 2

令和4年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会議事録

- 1 日時 令和4年12月22日(木) 午後2時から
- 2 場所 小牧中部公民館3階 会議室2
- 3 出席者 〔被保険者代表〕
安江里美委員、夫馬照美委員、佐藤章子委員

〔保険医等代表〕
吉田雄一委員、渡邊暢浩委員、岩田登美子委員

〔公益代表〕
澤木厚司委員、石黒恵三委員、小澤尚司委員、上野智委員

〔市側、事務局職員〕
伊藤福祉部長
保険医療課 福光課長、余語(基)係長、太田主事
- 4 欠席者 加藤美智子委員、竹内友康委員
- 5 署名委員 安江里美委員、夫馬照美委員
- 6 傍聴者 なし
- 7 議事 〔議事録〕
〔開会 14時00分〕

【司 会】 では、定刻となりましたので、ただいまより令和4年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は被保険者代表の加藤様のご都合により欠席とご連絡をいただいております。あと竹内様の到着が少し遅れております。

また、当協議会の傍聴の申出はありませんでしたので、報告いたします。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

令和4年度第2回小牧市国民健康保険運営協議会次第がA4サイズで1枚です。

諮問「小牧市国民健康保険税率等の改正について」の資料としてクリップ留めの諮問資料がA4サイズで2枚と、ホチキス留めの小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針（案）が1部です。そして、次回2月の会議のご案内が1枚です。

お手元の資料のご確認をお願いいたします。不足等ございましたらお知らせください。

よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。

まず初めに、石黒会長よりご挨拶をお願いいたします。

【石黒会長】 皆さん、改めまして、こんにちは。

本日はお忙しい中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は次第にありますように、小牧市国民健康保険税率等の改正についての諮問が予定されております。小牧市の国民健康保険財政の根幹に関わる重要な議題であります。皆様のご意見を伺いながら協議を進めさせていただきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

【司 会】 ありがとうございます。

続きまして、伊藤福祉部長からご挨拶申し上げます。

【伊藤部長】 改めまして、皆さん、こんにちは。

本日はご多用の中、小牧市国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、日頃より本市の医療保険行政にご理解とご協力いただき深く感謝申し上げます。

先ほど会長からご案内がありましたように、本日の運営協議会では、諮問事項としまして国民健康保険税率等の改正についてを予定しております。国からは決算補填等目的の一般会計繰入金の早期解消が強く求められております。

本市におきましても、国の方針に従い、決算補填等目的の一般会計繰入金を解消すべく、ただ、被保険者に急激な負担増とならないよう十分配慮いたしまして、保険税率等の見直しを進めてきたところでございます。

先月の18日に県から令和5年度分の仮納付金額、標準保険税率が示されましたので、これらを基に算定しました令和5年度の国民健康保険税率について、本日諮問させていただくものであります。

委員の皆様にはそれぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げます。会議開催に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

【司 会】 続きまして、今回は委員の皆様にご小牧市国民健康保険税率等の改正についてをご審議いただくため、ただいまから諮問書を伊藤福祉部長から会長にお渡しいたします。

【伊藤部長】 諮問書を朗読させていただきます。

諮問、小牧市国民健康保険税率等の改正について。

このことについて、国民健康保険法及び小牧市国民健康保険運営協議会規則に基づき、貴協議会の意見を求めます。

1. 令和5年度小牧市国民健康保険税率等を表のとおり
に改正する。

よろしく願いいたします。

【司 会】 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います
が、議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営
協議会規則第3条の定めによりまして、石黒会長にお願い

いたします。

【会 長】 それでは、議事に入りたいと思います。

まず、事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いいたします。

【太田主事】 ただいまの出席委員は10名であります。

【会 長】 過半数の委員の方の出席をいただきましたので、本日の協議会は成立いたしました。

次に、小牧市国民健康保険運営協議会規則第8条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。

安江委員と夫馬委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

先ほどいただきました諮問から、まず小牧市国民健康保険税率等の改正についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

【福光課長】 それでは、議題(1)諮問、小牧市国民健康保険税率等の改正について説明いたします。

お手元の諮問資料をご覧ください。

令和5年度の国保保険税率についてで、1. 小牧市国民健康保険税率等の見直しについてでございます。

これまでの経緯を改めて説明いたします。

平成30年度国民健康保険制度改正に伴い、決算補填繰入金、これは本市の国保事業の収支不足額を一般会計から補填してもらっている金額ですが、こちらの削減・解消が国から求められ、国保税率改正を行うことになりました。

しかし、国が求める保険税率水準に一度に引き上げると被保険者にとって急激な負担増となるため、本市においては、激変緩和策として決算補填繰入金は令和9年度までの10年間で削減・解消するということにして、平成29年12月20日に平成30年度国民健康保険制度改革に伴う小牧市国民健康保険税率等見直しに関する方針を定めました。

平成30年度分から令和2年度分までは当初決定したこの方針にあらかじめ定め、税率等を改正してまいりました。

令和3年度保険税率については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が市民生活に及ぼす影響を鑑み、資産割税率を除き令和2年度水準とし、令和3年度に令和4年度、5年度の国民健康保険税率等を定める予定でしたが、令和4年11月に県から示された納付金仮算定額が令和3年度以前と異なり大きく増額に転じたことから、税率等見直し方針の見直しを行いました。

方針を見直した点は2つありまして、1つは、資産割税率の廃止時期を当初方針の令和9年度から令和4年度に繰り上げること。2つ目は、令和5年度以降の保険税率等については、各前年度に定めることです。

納付金の増減の動向は、国保財政にも大きな影響を与え、国が示す決算補填等目的繰入金の解消にも影響を及ぼすため、今後の動向が読めない状況においては、各前年度に納付金の仮算定額が示された後、併せて示される標準保険料率を参考に保険税率等を決定しようとするものです。そして、この改正後の方針に基づき、本年、令和5年度の国保税率を定めようとするものです。

2. 県内市町村の保険税額、決算補填繰入金状況についてでございます。

資料の3ページ、表が載っているページをご覧ください。

平成30年度以降、税率改正を重ねてきましたが、令和3年度決算における本市の保険税額は、県内54市町村中1世帯当たりでは46番目、安い方からだと9番目、1人当たりでは47番目、安い方からだと8番目の金額です。

また、決算補填繰入金を実施している市町村は、54市町村のうち26市町村で、本市の繰入額は、総額では3番目、1世帯当たり、1人当たりでは、いずれも9番目となっています。これは保険税額を低く抑える結果、多額の決算補填繰入金を要するという状態になっています。

資料1ページ目にお戻りください。

3. 令和5年度の税率案の考え方についてでございます。平成29年度の保険税率改正方針の策定時に、急激な税率

の引き上げは被保険者への負担が大きいと判断して、激変緩和策として1世帯当たりの最大上昇率を8%とする改正としていました。今回の改正においても、激変緩和策の範囲内で保険税率の見直しを行いたいと考えています。

裏面を御覧ください。

4. 令和5年度の税率案についてでございます。

令和4年6月の被保険者の人数、所得状況をベースとして、先ほど3で説明しました激変緩和策の範囲内で試算し、設定した税率案は表のとおりです。

令和5年度保険税率の設定においては、基礎課税分の世帯別平等割額を引き下げますが、その他の項目は引き上げとなります。1世帯当たりの平均課税額は6,739円、4.5%上昇し、最大上昇は8.0%となりました。

ページ下部はモデル世帯の税額の比較です。

3パターンありまして、A、両親と子供の4人世帯の例、B、年金収入のみの夫婦2人の例、そしてC、単身世帯の例で、所得区分をそれぞれ3パターン、所得が50万円、172万円、300万円で計算をしております。所得172万円のモデルは、国保加入世帯の平均所得を使用したものになります。

4人家族で所得50万円の世帯で年間2,400円、2.5%増、所得172万円の世帯では年間1万1,800円、4.7%増、所得300万円の世帯では年間2万1,400円、5.5%増となります。

Bの年金収入のみの2人世帯の場合、所得50万円の世帯で年間600円、1.8%増、所得172万円の世帯では年間5,000円、3.8%増、所得300万円の世帯で年間1万1,400円、4.9%増となります。

単身で所得50万円の世帯で年間900円、2.1%増、所得172万円の世帯で年間9,700円、5.4%増、所得300万円の世帯で年間1万8,400円、6.6%増となります。

資料の説明は以上です。

次に、事前にいただいたご質問2点について回答いたします。

こちらはお手元に資料はないんですが、1つ目のご質問

は、基礎課税分の平等割額だけが下がるのはなぜか、というものでした。

今回の標準保険料率で示された各税率等のうち、基礎課税分の平等割額のみ、令和4年度本市税率等を下回っていたため、方針に定める算定の結果、この項目のみ引下げとなったものです。

それから2つ目のご質問は、近隣市町村も本市同様、保険税額を上げているのか、というものでした。

春日井、犬山、江南、岩倉、扶桑、大口、隣接しているこれらの団体について調べましたところ、制度改正前の平成29年度の保険税額と令和3年度の保険税額を比べてみますと、春日井と岩倉は引き下げしており、ほかの2市2町は本市同様引き上げとなっておりました。

ここでご注意いただきたいのが、春日井市は引き下げても、なお1人当たりでも1世帯当たりでも本市の保険税額を6,000円以上上回っております。岩倉市は1人当たりは本市より3,000円ほど高いものの、1世帯当たりは本市よりも1,000円ほど安いです。ただ、岩倉市は決算補填の繰入れを行っていないので、それで収支が賄えているという状況です。

事前にいただいたご質問は以上です。よろしくお願いたします。

【会 長】 事務局の説明が終わりました。

皆様からのご質問、ご意見等をいただきたいと思います。ご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

【渡邊委員】 今回改定する基礎課税分とか、後期高齢者の所得割の税率を検討した割合というか数字というのは、最大世帯の8%になるように計算して結果を出したのか、どういうふうでこういう数字ができてきたのか。

【福光課長】 実は基本のルールどおりに計算したところ、1世帯だけ300円分8%を超えてしまったため、その点だけ調整するために、平等割と均等割でそれぞれ100円程度調整はしましたが、ほぼルールどおりの計算で8%に収まりました。

【会 長】 ほかにいかがでしょうか。

(発言なし)

では、ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、皆様、お忙しいことと思いますので、できましたら本日結論を出していきたいと思いますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしということでありますので、本日諮問のありました小牧市国民健康保険税率等の改正についてを、案のとおり改正することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

ありがとうございます。

全員一致で小牧市国民健康保険税率等の改正については、案のとおり改正することに決定いたしました。

本日決定いたしました内容を答申することになりますが、お忙しい方が多いかと思っておりますので、お許しをいただければ、私と澤木副会長が代表して答申を行いたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございました。

では、3. 議題の諮問につきましては、以上で終わります。

次に、次第4. その他ですが、事務局からお願いいたします。

【福光課長】 今回の諮問に対する意見、ご質問にあわせて、1件ご質問をいただいておりますので、この場をお借りして回答いたします。

ご質問は、出産育児一時金の増額分を75歳以上の後期高齢者が負担するということだが、小牧市の対策はありますか、という内容でした。

現在、国は出産費用の実情を踏まえて、出産育児一時金を増額すること、そしてその財源を子育てを社会全体で支

援する観点から、75歳以上の後期高齢者にも担っていただくことについて実施に向けて動いております。後期高齢者の負担については、後期高齢者医療制度の保険料改定のタイミングに合わせて、令和6年度から導入する予定との情報があります。

後期高齢者医療制度の保険料は、国の方針に基づいて後期高齢者広域連合で定められるものであるため、本市独自の対策については検討しておりません。

ご質問ありがとうございました。

【会 長】 この件について、ご質問やご意見はありますか。

【吉田委員】 出産一時金は出産時に払われるものだと思うんですが、流産でも払われます。

出産後にということはできないのでしょうか。流産でも支払われるというのは。何となく、いま一つ。

【福光課長】 85日以上であれば、死産、流産でも支給というルールに今なっております。

【吉田委員】 これは国の方針ということですか。

【福光課長】 そうですね。実施自体はそれぞれの市町村が条例に定めているところではあるものの、基本的な基準は国が示しているものに沿っています。

【佐藤委員】 流産、死産でも手術費とか、費用がかかるから。

【吉田委員】 本来は実費の保険でやるべきものじゃないかなと思うんですけど、何となく習慣的にずうっとそう来ていますね。

【会 長】 ありがとうございます。

あとはよろしいですか。

(発言なし)

それでは、ご意見もないようですので、この件については、以上で終わらせていただきたいと思います。

事務局から、その他の連絡事項がありましたらお願いいたします。

【福光課長】 先ほどの諮問資料について、この2の説明の太字の2行下のところ、1世帯当たりでは45位とこちらの書類には書いてありますが、表の中では46位になっております。実は1

団体、1世帯当たりと1人当たりと数字が逆になっていましたというご連絡を受けて、表の方は直したんですが、文章の方の直しが漏れておりました。文章の方を46位に訂正をお願いいたします。お手数をおかけしまして申し訳ありません。

それから、本日はご審議いただきまして誠にありがとうございました。

議事録につきましては、作成次第、ご署名をいただきに伺わせていただきますので、またよろしくをお願いいたします。

今回いただきました答申を受けまして、国保税率の改正について条例改正の準備を進めてまいります。また、国から国保税の限度額の引上げ、それから出産育児一時金の引上げ、出産前後の保険税の免除制度の導入などの情報も入ってきておりますので、2月16日木曜日の14時から、こちらの施設の学習室で、今度は向かい側のお部屋になりますが、あちらで第3回の本協議会を開催したいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

なお、本年は小牧署管内で初だそうです。市内で交通事故死ゼロが続いているということで、あと今年も10日ほどですが、ぜひ継続にご協力をいただきたいというお話をいただいております。皆様も交通安全に十分お気をつけていただきますようお願いいたします。

事務局からは以上です。

【会長】 それでは、これをもちまして本日の協議会は終了させていただきます。委員の皆様にはお忙しい中ご出席いただきましてありがとうございました。

〔閉会 14時25分〕